役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

第1条(目的及び意義)

この規程は、公益財団法人横山栄十郎記念会(以下、「本財団」という。)定款第13条及び第28条の規定に基づき、役員、評議員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

第2条(定義等)

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2)常勤役員とは、役員のうち本財団を主たる勤務場所とし、本財団の職員と勤務時間を同じく職務に従事する役員をいう。
- (3)非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4)評議員とは、定款第11条により置かれる者をいう。
- (5)報酬等とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称いかんにかかわらない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。) 及び手数料等の経費をいい報酬等とは明確に区分されるものとする。

第3条 (報酬等の支給)

本財団は役員等の職務執行の対価としての報酬及び職務の執行に伴い発生する費用を支給する。ただし、報酬・費用を辞退することを妨げるものではない。

- 2. 常勤役員の報酬は無報酬とする。
- 3. 常勤役員には、第7条第2項に規定する通勤手当を支給する。
- 4. 非常勤役員及び評議員には、本財団の理事会及び評議員会並びに本財団が指定する会議等に出席したとき又は監査業務等を実施したときに報酬及び費用を支給する。なお、定款第20条及び第35条に定める決議の省略により、非常勤役員及び評議員が書面又は電磁的記録により同意等の意思表示をしたときは、先に示す「出席したとき」には含まれず、報酬は支給しない。
- 5. 役員等には、賞与及び退職金は支給しない。

第4条(報酬の額の決定)

本財団の非常勤役員、評議員の報酬は、次のとおりとする。

2. 非常勤理事の報酬の額は、一人1日につき8万円とする。

- 3. 非常勤監事の報酬の額は、一人1日につき8万円とする。
- 4. 評議員の報酬の額は、一人1日につき8万円とする。

第5条(報酬等の支払方法)

非常勤役員、評議員の報酬は、その金額を通貨で、直接、支払うものとする。

2. 非常勤役員、評議員が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。なお、振込手数料は本財団が負担する。

第6条(報酬の支給日)

非常勤役員、評議員の報酬は、当該月分の報酬額をまとめて当該月末に支給する。当該月末が休日に当たるときはその前日に、その前日が土曜日のときはその前々日に支給するものとする。

第7条(費用)

本財団は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求 のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては事前に 支払うものとする。

- 2. 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、発行する定期券の 6 ヶ月を支給単位期間とし、その支給単位期間に対応する通用期間の定期券の勤務地までの経済路線価額を一括支給する。
- 3. 通勤手当を支給される常勤役員で、離職等の事由により、通勤のため運賃等の負担を 要しなくなった者については、その事由が生じた後の期間につき、各交通機関が定める 額を返納させるものとする。
- 4. 役員等が本財団の理事会及び評議員会並びに本財団が指定する会議等に出席したとき又は監査業務等を実施したときの交通費は原則実費相当額を支給する。
- 5. マイカーを使用する場合には、1 キロ当たり 20 円 (高速代・駐車場代別途) を支給 する。

第8条(端数の処理)

この規程により計算した金額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第9条(改廃)

この規程の改正は、評議員会において評議員の決議をもって行うものとする。

附則

本規程は、2024年3月15日から施行するものとする。

制定 2024年5月31日 改訂 2025年2月17日 改訂 2025年7月25日 改訂 2025年8月26日